

西東京市における地区計画の区域内における行為の届出について

◎地区計画に定められた計画の実現を図るため、地区整備計画が定められた地区で土地の区画形質の変更、建築物の建築、工作物の建設などを行う場合は、その行為に着手する 30 日前までに市への届出が必要になります（建築確認の要否にかかわらず、届出は必要になります。）。

◎届出が必要な行為^{※1}

- ・土地の区画形質の変更^{※2}（道路・宅地の造成、切土、盛土、敷地の分割等）
- ・建築物の建築、工作物の建設（新築、増・改築、移転、垣又は柵の設置等）
- ・建築物等の用途の変更
- ・建築物等の形態又は意匠の変更
- ・届出内容の変更

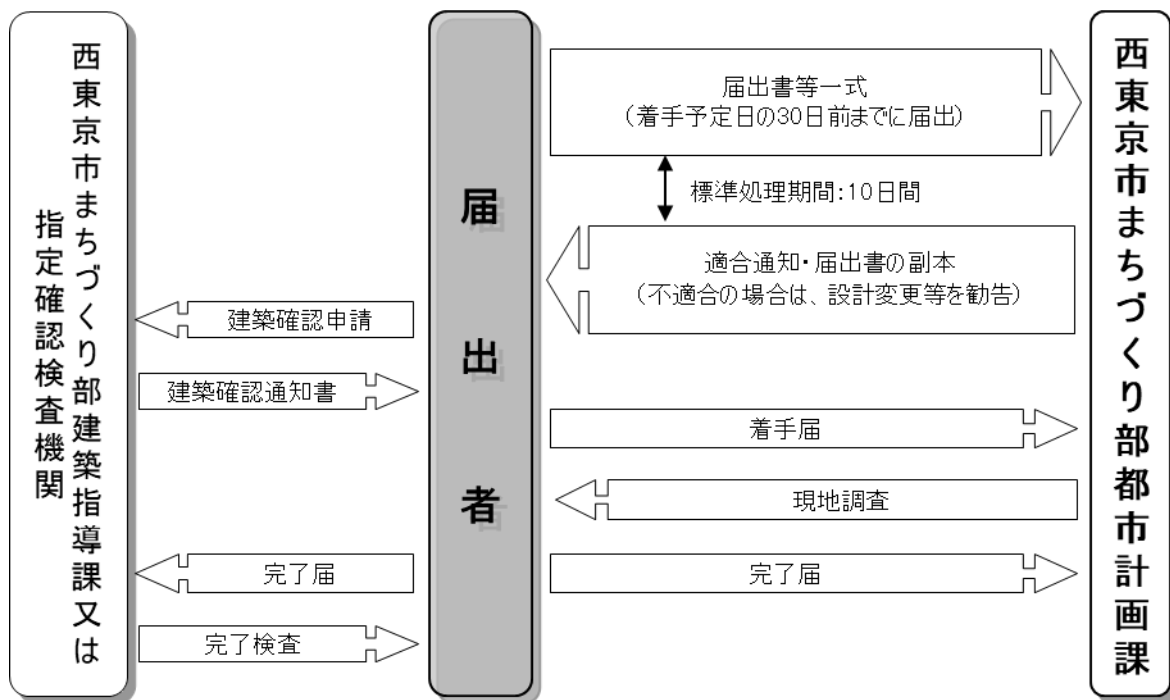
※1…通常の管理行為、軽易な行為等で一定のものは、届出の必要はありません（詳細は、お問い合わせください。）。

※2…開発行為（都市計画法第 29 条）の許可を要するものは、届出の必要はありません。

◎届出に必要な書類

- ①地区計画の区域内における行為の届出書（又は、変更届出書） …… 2 部
- ②届出書添付図書（裏面参照） …… 2 部
- ③届出書チェックリスト …… 2 部
- ④同意書 …… 2 部
- ⑤壁面後退区域の管理に関する協定書（ひばりヶ丘駅北口地区地区計画区域内における建築物の建設、工作物の建設の場合） …… 2 部

◎届出の流れ（例：建築確認が必要な行為の場合）



◎届出先・問い合わせ先

西東京市 まちづくり部 都市計画課 都市計画担当（西東京市役所保谷東分庁舎 2 階）
〒202-8555 西東京市中町 1 - 6 - 8 電話 042 - 438 - 4050

届出書添付図書(都市計画法施行規則第43条の9第2項参照)

行為の種別 必要図書	土地の 区画形 質の変 更	建築物の建築・ 工作物の建設・ 建築物等の用 途の変更	建築物等 の形態又 は意匠の 変更	木竹 の伐 採	備 考
案内図(縮尺適宜)	○	○	○	○	方位、目標地物等を表示
区域図(1/1,000以上)	○	-	-	○	周辺の公共施設状況表示
設計図(1/100以上)	○	-	-	-	切土・盛土範囲等を表示
配置図(1/100以上)	-	○	○	-	敷地内における建築物等 の位置を表示
緑化図(1/100以上)	-	○	-	-	緑化施設の位置を表示
平面図(1/50以上)各階	-	○	-	-	工作物の場合不要
立面図(1/50以上)2面以上	-	○	○	-	外壁の色彩等を表示
施行図(1/100以上)	-	-	-	○	施行範囲・方法等を表示
参考図書(必要に応じて)	○	○	○	○	敷地求積図、垣・柵構造図等

(参考) 西東京市における地区計画区域内の地区整備計画概要一覧

地区計画名称	地区区分名称	地区整備計画で定めている制限内容										
		建物用途	容積率	建ぺい率	敷地面積	壁面の位置	高さ	色彩・意匠	工作物	垣・柵	緑化面積	
向台町三丁目・新町三丁目地区	都市型産業地区A地区	●	—	—	●	●	—	○	○	●	—	
	都市型産業地区B地区	●	—	—	—	●	—	○	○	●	—	
	共同住宅地区	●	—	—	●	●	●	○	○	●	—	
	戸建住宅地区A地区	●	—	—	●	●	●	○	—	●	—	
	戸建住宅地区B地区	●	—	—	●	●	—	○	—	●	—	
ひばりヶ丘駅南口地区	A街区	●	○	—	●	●	—	○	○	—	—	
	B街区	●	—	—	●	—	—	○	○	—	—	
ひばりが丘地区	中高層住宅地区A	●	●	●	●	●	●	○	○	●	○	
	中高層住宅地区B	●	●	●	●	●	●	○	○	●	○	
	低中層住宅地区	●	●	●	●	●	●	○	○	●	○	
	既存市街地地区	—	●	●	●	●	●	○	○	●	○	
	商業地区	●	●	●	●	●	●	○	○	●	○	
	高齢者福祉・公共公益等地区	●	●	●	●	●	●	○	○	●	○	
ひばりヶ丘駅北口地区	センターゾーンA地区	●	●	—	●	●	●	○	○	—	—	
	センターゾーンB地区	●	●	—	●	●	●	○	○	—	—	
	拠点連携ゾーンA地区	●	●	—	●	●	●	○	○	—	—	
	拠点連携ゾーンB地区	●	●	—	●	●	●	○	○	—	—	
	調布保谷線富士町六丁目周辺地区	A地区	●	—	—	●	●	●	○	○	●	—
		B地区	—	—	—	●	—	●	○	—	●	—
	練馬東村山線中町・東町周辺地区	B地区	—	—	—	●	—	●	○	—	●	—
D地区		●	—	—	●	—	●	○	—	●	—	
A地区		●	—	—	●	●	●	○	—	●	—	
新東京所沢線北町五丁目周辺地区	A地区	●	—	—	●	●	●	○	—	●	—	
	B地区	—	—	—	●	●	●	○	—	●	—	
東大生態調和農学機構周辺地区	北キャンパス地区	●	—	—	—	●	●	○	—	●	—	
	南キャンパス地区	●	—	—	—	●	●	○	—	●	—	
	新街区B地区	—	—	—	●	●	—	○	—	●	—	
	新街区D地区	—	—	—	●	—	●	○	—	●	—	
	新街区E地区	—	—	—	●	●	●	○	—	●	○	
	新街区F地区	—	—	—	●	●	●	○	—	●	○	
	沿道型中層住宅I地区	—	—	—	●	—	●	○	—	●	—	
泉小学校跡地周辺地区	公共公益施設地区	●	—	—	●	●	●	○	—	●	—	
	公園地区	—	—	—	—	●	●	○	—	●	—	
	住宅地区	—	—	—	●	●	●	○	—	●	—	

凡例：●…地区整備計画の内容が建築条例でも定められているもの
○…地区整備計画での制限のみ（建築条例の対象外）